

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、20歳になった昭和45年当時家業を手伝っており、父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については未納がないようにしておいたと言っていたのを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、昭和36年4月から60歳になるまでの保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、国民年金の加入手続きを行いながら、現年度保険料を納付しなかった事情は見当たらない上、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、現年度保険料について納付指導することが通例であったことを踏まえると、申立期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成7年5月は41万円、同年6月は44万円及び同年7月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成8年5月から同年9月までは30万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成10年5月は34万円、同年6月は32万円及び同年7月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から同年12月31日まで
② 平成8年5月1日から同年12月31日まで
③ 平成10年1月1日から同年12月31日まで

申立期間①に勤務していた株式会社A、申立期間②及び③に勤務していた有限会社Bにおける標準報酬月額が、社会保険庁(当時)に記録されている金額と所持している給与明細書とに相違があるので、確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額の相違について申し立

てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社Aに係る申立期間①について、当該事業所の社会保険事務担当者の供述から厚生年金保険料は翌月控除の取扱いをしていたことがうかがえ、申立人が所持している平成7年5月分及び同年6月分の給与明細書では、オンラインに記録されている標準報酬月額を超える報酬月額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、同年7月分の厚生年金保険料は、申立人の従前の保険料控除額から、当月についてもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の保険料が控除されていたと推認される。

さらに、オンライン記録では、平成6年12月1日付け(処理日は7年2月3日)の随時改定(以下「随時改定」という。)により申立人の標準報酬月額が47万円から30万円に減額されていることが確認できるが、当該随時改定により標準報酬月額が減額されている複数の同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、6年12月から7年9月までの期間において、当該改定前の標準報酬月額に相当する保険料額が控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間①における標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、当該期間のうち平成7年5月は41万円、同年6月は44万円及び同年7月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、滞納処分票において、「平成7年1月31日付けで事業所の担当者が月額変更届を持参した。」と記載されていることから、事業主が実際の報酬月額と相違する標準報酬月額を届け出たことがうかがわれ、また、上記複数の同僚の給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額を比較すると、いずれもオンライン記録の標準報酬月額が低く記録されていることから、事業主は、給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年1月から同年4月までの期間、及び同年8月から同年12月までの期間については、申立人は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等を所持しておらず、株式会社Aは既に解散しており、元事業主も既に亡くなっている上、元事業主の配偶者は、「当該事業所は倒産しており、当時に書類も全て処分したと思われる。」と回答していることから、関連資料が保管されておらず、申立てに係る厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、有限会社Bに係る申立期間②及び③については、当該事業所の社会保険事務担当者の供述から厚生年金保険料は翌月控除の取扱いをしていたことがうかがえ、申立人が所持している平成8年5月分から同年8月分まで、及び10年5月分及び同年6月分までの給与明細書では、オンラインに記録されている標準報酬月額を超える報酬月額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち給与明細書を所持する期間を除いて、これを確認できる資料は無いが、同僚及び申立人の所持する給与明細書の当該期間前の保険料控除額から判断して、平成8年9月は標準報酬月額30万円、10年7月は標準報酬月額34万円に見合う保険料が控除されたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の有限会社Bに係る申立期間②における標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間のうち、平成8年5月から同年9月までの標準報酬月額を30万円及び申立期間③における標準報酬月額については、当該期間のうち平成10年5月は34万円、同年6月は32万円及び同年7月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で確認できる報酬月額及び推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成8年10月及び同年11月、並びに申立期間③のうち、10年1月から同年4月までの期間、及び同年8月から同年11月までの期間について、申立人は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等を所持していない。

また、有限会社Bの現在の事業主は、「申立期間当時の関連資料は一切残っていない。」と回答していることから、申立てに係る厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険（当時は労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は19年9月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については昭和17年6月から18年5月までを40円、同年6月から19年8月までを50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年9月30日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、戦前に勤務したC市D区にあったA株式会社での加入記録が判明し、昭和17年6月1日の資格取得日は確認できたが、資格喪失日が確認できない旨の回答であった。年金事務所では資格喪失日の認定はできないとのことなので、第三者委員会での調査、判断を求めたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の労働者年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和17年1月1日に厚生年金保険（当時は労働者年金保険）被保険者の資格を取得し、標準報酬月額は同年2月1日付けで40円、18年6月1日付けで50円と記載されているが、資格喪失日の記載が無い。

また、株式会社Bに照会したところ、戦災による焼失のため当時の資料

は残っておらず記録は確認できない旨の回答であり、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、日本年金機構E事務センターに照会したところ、申立人の氏名が記載されたA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿は見当たらない旨の回答であったが、上記の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄に、「20.6.1（焼失） 32.8.10 認定」（F社会保険出張所）と記載されていることから、当該名簿は昭和20年6月1日に戦災により焼失したことがうかがえる。また、現存している同社における被保険者名簿における健康保険番号は連続しておらず、多数の欠番があることが確認できる。

加えて、同僚の一人は、「申立人が出征する直前までA株式会社の木工部門で一緒に勤務していた。」と供述をしており、G省H局発行の申立人に係る軍歴証明書によると、申立人は、昭和19年9月15日にI海軍航空隊に入隊したことが確認できることから、申立人はA株式会社において、17年1月1日に厚生年金保険の資格を取得した以後、入隊前日まで同社に継続して勤務していたと考えるのが相当である。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入もれ、被保険者名簿の戦災による焼失等の可能性が考えられるが、半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA株式会社における資格喪失日は19年9月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年5月までを40円、同年6月から19年8月までを50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA会管理下のB株式会社（現在は、C株式会社）における資格喪失日は、昭和21年10月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日（昭和21年5月1日）に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については270円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から同年10月1日まで

私は、B株式会社へ昭和20年1月に入社後30年7月まで一度も退社した覚えが無い。

しかし、申立期間はD県においてE丸の船室において小火で火傷を負い、その治療のため病院に入院していた期間と、退院後、次のF丸に乗船するまでG市Hに有ったA会の船員寮で待機していた期間であるが、船員保険の被保険者期間となっていないので、船員保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶しており、申立期間当時の同僚が、「昭和21年5月にE丸の船室火災により、3人が火傷を負った。」と供述していることと一致していることから、申立人はB株式会社が所有するE丸に乗船していたことが確認できる。

また、B株式会社の後継会社のC株式会社から「申立期間当時、B株式会社はA会の管理下にあった。」との回答がある。

さらに、昭和20年4月の船員保険法の改正により、同年4月から予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者）

についても船員保険の被保険者とすることとなり、A会予備船員規定（昭和21年4月1日）において、予備船員には、傷病員（傷病を受け又は傷病に罹り治療中の者である傷病中の者）や待機員を含むと規定しており、申立人は、申立期間当時、船員保険の被保険者となる予備船員であったと推認される。

加えて、申立人は、オンライン記録によると、昭和21年5月1日に船員保険の被保険者資格を喪失している記録になっているが、申立期間におけるE丸に係る船員保険被保険者名簿は見当たらない。

そのほか、申立人に係る船員保険被保険者台帳の資格喪失欄には、資格喪失日を昭和21年5月1日とする旨の記載が無く、20年2月19日にB株式会社において被保険者資格を取得した後、21年10月1日にA会において資格を取得するまで被保険者記録が継続していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）において、申立人の年金記録が適正に管理されていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、A会管理下のB株式会社における船員保険被保険者資格喪失日は昭和21年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録から、270円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から8年8月まで

私は、結婚後、平成8年8月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年同月分の保険料をその場で納付し、その時に、過去の未納分で納付可能な2年間の保険料として、24万円から25万円ぐらいを併せて納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年同月分の国民年金保険料をその場で納付し、その際、過去の未納分で納付可能な申立期間の保険料として、24万円から25万円ぐらいを併せて納付したと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成8年4月から同年8月までについては、現年度の国民年金保険料としてA市が収納することとなるが、同市の被保険者名簿において未納とされている上、同市では、保険料は金融機関又は庁舎内の出納窓口で収納していたとしており、申立期間のうち、6年8月から8年3月までについては、過年度の保険料であり同市では取り扱えず、いずれも年金担当窓口で納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間当時の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録として入力されることから、申立期間全てについて国民年金保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人又は申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年9月までの期間、同年10月から59年3月までの期間及び同年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年9月まで
② 昭和54年10月から59年3月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで

会社を退職して昭和53年9月頃にA市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は送られてきた納付書で月々納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月頃にA市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は送られてきた納付書で月々納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県、C県及びD県管内すべてについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」、旧姓である「G（漢字）」及び「H（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成6年12月ごろに払い出されたことが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年2月までの期間及び52年6月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年2月まで
② 昭和52年6月から55年12月まで

母親から国民年金の加入を勧められ昭和49年11月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月頃、申立人の母親から加入を勧められ国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて、旧姓である「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、保険料納付の前提となる申立人の同手帳記号番号は、昭和56年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として、昭和55年12月6日の記載があり、国民年金に任意の資格で加入していることが確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申

立期間①及び②は国民年金の未加入期間となり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年10月まで

当時、勤労学生であり、母親から国民年金には加入しておくように勧められ、昭和44年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶がある。納付記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤労学生であった昭和44年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年4月から45年9月までの期間については、申立人は20歳到達前であるため、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和45年10月については、国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であり、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「B(漢字)」及び「C(カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人又は申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、

該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年3月まで

私が20歳になった平成8年*月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。姉や妹は納付済みであるのに、私だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金保険料納付記録は、基礎年金番号（A 共済組合加入時に付番されたもの）で管理されており、申立期間の保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
昭和 61 年 10 月頃、A 県 B 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は納付したのに、申請免除期間として記録されている。免除申請手続を行った覚えが無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続は行った覚えは無く、保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立人については、申立期間を含む昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までは昭和 63 年 4 月 2 日に、平成元年 4 月から 2 年 3 月までは元年 5 月 11 日に、免除申請しており、申立人の妻についても、同日に同期間を免除申請していることがオンライン記録により確認できる。

なお、申立人に係る上記の申請免除期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までについては、同年 7 月 13 日に過年度納付したことにより保険料納付済期間とされている。

また、申立期間前の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までについては、63 年 4 月 4 日に一括納付（収納）されていることがオンライン記録により確認でき、これは、上記の同年 4 月 2 日時点では申請免除できない期間であったためと考えられ、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、

氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年10月まで

私は昭和47年4月に婚姻したので、夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金に来た婦人会の役員に納付していた。未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に婚姻したので、申立人の夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金に来た婦人会の役員に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳において「はじめて被保険者となった日」は「昭和51年11月11日」と記載されていることが確認できることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと推認され、これはA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致し、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人

について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、妻が7年分の国民年金保険料を納付した1か月後の昭和49年1月頃、申立期間の保険料を集金人に一括納付した。私の分だけが未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月頃、申立期間の国民年金保険料を集金人に一括納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の被保険者番号であることから、申立人は、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2091

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年3月まで
国民年金については、国民年金保険料を国民健康保険料と同時に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金について、国民年金保険料を国民健康保険料と同時に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認することができず、これはオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 21 日から 5 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で調理師として勤務していた期間のうち、平成 4 年 11 月 21 日から 5 年 4 月 21 日までの 5 か月間の加入記録が無いことが分かった。申立期間については引き続き同社に勤務しており、途中で辞めた記憶も無いので、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険への加入状況について不明である。」と回答していることから、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、A株式会社が保管する「社会保険加入者名簿」によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日について、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において勤務していたことは記憶しているが、給与からの厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は平成4年12月2日に一旦健康保険証を返納していることが確認できる。

また、B村C課が保管する「国民年金被保険者台帳」によると、申立人は申立期間について、国民年金に加入し、国民年金定額保険料に加え、付加保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。
また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで、A工場において厚生年金保険に加入していた記録となっているが、当時、私が運転手として勤務していた事業所の名称はB工場であり、また、勤務期間は 41 年 2 月 28 日までであるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間に勤務した事業所は、A工場ではなくB工場であった旨を主張している。

しかし、複数の元従業員の供述及びB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 37、38 年ごろ、A工場の事業主の死去に伴い、娘婿がB工場として継承したが、事業所名称変更の届出は 42 年 5 月に遅れて行われたため、それまでの期間において、B工場の従業員をA工場において厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことがわかる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の資格喪失時における事業所名が表示されるため、昭和 42 年 5 月の事業所名称の変更の届出が行われる以前に資格を喪失した申立人の厚生年金保険被保険者記録には、事業所名が変更される前のA工場と記載されているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険

被保険者記録の訂正は必要ない。

申立期間②について、B工場は昭和53年10月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、当時B工場に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②に勤務していたことを確認できる供述は得られない上、申立人と同じ運転手であった元従業員は、同人が昭和39年5月1日に入社した時には、社長が運転手を兼任しており、申立人は在籍していなかった旨を供述している。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②における健康保険整理番号は連続しており、欠番も無いことから、申立人の厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで
平成 20 年に年金記録を初めて見て、昭和 32 年頃から 36 年頃まで A 市 B 区の有限会社 C に勤めていたときの厚生年金保険の被保険者期間が抜けていると思うので厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人が記憶する所在地及び事業所の名称から、有限会社 C (昭和 39 年 10 月 6 日に D 株式会社に変更) であると推認できる。

しかし、D 株式会社へ照会したところ、「当時の貸金台帳等関係資料は保管していないため不明である。」と回答をしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の有限会社 C に勤務していた複数の従業員へ照会したが、申立人を記憶している者は無く、申立内容に係る供述を得ることはできない。

さらに、有限会社 C に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないことから、申立期間において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、「勤務していた事業所において、厚生年金保険に加入

していたことを兄嫁から聞いた。」と主張しているが、当該兄嫁も既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 5 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成元年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで
③ 平成元年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成元年 9 月 1 日から同年 12 月 5 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 63 年 10 月 5 日から平成元年 12 月 5 日まで A 市立学校の管理用務員として勤務していたが、そのうちの昭和 63 年 10 月 5 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成元年 3 月 31 日から同年 12 月 5 日までの期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から同年 11 月 29 日までの期間について、A 市教育委員会が保管する臨時的任用職員発令簿により、申立人は A 市教育委員会に臨時管理用務員として採用され、B 中学校に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 市教育委員会の教職員人事課担当者は、臨時管理用務員は任用期間が 2 か月以上の場合に厚生年金保険に加入させているため、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の資格取得の届出及び厚生年金保険料の控除は行っていない旨を回答している。

また、A 市教育委員会が保管する教職員の厚生年金加入者管理簿によると、申立人は昭和 63 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成元年 3 月 31 日に資格喪失したことが記載されており、オンライン記録

及び雇用保険加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②、③及び④については、オンライン記録から、申立人は平成元年4月27日付けで健康保険証を返納していることが確認できる上、全国健康保険協会C支部に照会したところ、申立人はA市教育委員会で健康保険厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月31日に、健康保険任意継続被保険者資格を取得し、引き続き3年3月31日まで、加入している旨の回答があった。

加えて、申立人は、申立期間②についてはD小学校及び申立期間③についてはE小学校に勤務していた旨主張しているが、いずれの小学校も、申立人が勤務していたことを確認できる資料は無い旨の回答をしており、申立期間④について、申立人は勤務していた学校名を記憶しておらず、上記発令簿において、申立人が各申立期間において勤務していた記録は記載されていないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A市教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①、②、③及び④当時に厚生年金保険加入記録のある複数の者に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立内容に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2204(事案 288 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から32年4月1日まで
: ② 昭和34年3月11日から37年1月1日まで

私はA県出身で中学を卒業し、B市で5年間、19歳まで建築の修行をした。その後、A県の実家に少しでも近いところへと、C市のD株式会社で大工として就職した。最初は日雇いであったが、その後本雇いとなり、給与から厚生年金保険料を引かれていたので、昭和30年3月1日から、36年12月31日に退社するまでは、厚生年金保険に加入しているはずである。同社での被保険者期間の記録が2年間ほどしかないのは納得できないので、確認して回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、D株式会社は昭和54年に解散し、元事業主も既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る関連資料については不明であること、また、当該事業所においては、正社員ではない従業員について、厚生年金保険の加入手続をしない場合があったこと等から既に当委員会の決定に基づく平成20年11月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「新たな資料は無いが再調査を強く希望する。」として再申立てを行っている。

そこで、今回の申立てにおいて前回の調査に加えて再調査したところ、申立期間①について、元同僚の大工や元総務担当者は厚生年金保険の加入

時期に関し、「日雇い大工が厚生年金保険に加入するときは親方の判断で決められた。加入までの期間が半年あるいは1年というような決まりは無かった。」と供述している。

また、厚生年金保険の加入手続についてD株式会社の元総務担当者は、「E部の親方から雇用保険・厚生年金保険などの適用通知を受けて書類手続をした。厚生年金保険加入手続は親方の指示次第だった。」と供述している。

さらに、元同僚は、「大工は、本人の希望で給与の手取額を多く確保したいため、健康保険や厚生年金保険などには入らないことが多かった。」と供述していることから、当該事業所においては、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったこと、及び厚生年金保険の加入は本人の希望により行われていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、「昭和30年12月、腰痛のためF病院（現在のG医療センター）に1か月程入院した。」と供述しているため、同病院に照会したが、当時の資料が無いため、申立人の供述を確認することができない。

申立期間②については、申立人の勤務期間に係る記憶は曖昧であり、同僚の供述からは昭和34年4月以降に申立人が同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、D株式会社に、昭和34年3月、35年9月及び36年2月に入社した3人の元同僚は、「自分が入社した当時、申立人は勤務していなかった。」と供述しており、申立てに係る新たな供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は有限会社Aに、昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで勤務をしたが 35 年 4 月 1 日からの年金加入記録となっている。有限会社Aは現在も存在しているので、申立期間当時勤務していたことについて直接確認をし、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに昭和 34 年 9 月 1 日から勤務したと主張しているが、現在の事業主は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、人事記録等の資料が無く、いつから勤務したか等については不明。」と回答しており、複数の元同僚に照会しても、申立人の勤務期間についての供述を得ることができないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所において、当時の賃金台帳等は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同日の昭和 35 年 4 月 1 日である元同僚は、「社員の希望により厚生年金保険の加入手続がとられていた。」と供述しており、当該事業所の現在の事業主も、「当時、社会保険に加入すると保険料が控除され、給与の手取り額が少なくなるので加入しない人がいた。」と供述していることから、当該事業所は従業員の希望によ

り厚生年金保険加入手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から同年 3 月 30 日まで
A 大学（現在は、国立大学法人 A 大学）に非常勤職員として勤務していた期間のうち、昭和 49 年 3 月 1 日から同年 3 月 30 日まで被保険者期間が不明であるが、保険料は国の機関でもあり納付されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 大学に非常勤職員（見習員）として勤務していたことは当該事業所が保管している人事記録により確認できる。

しかしながら、A 大学によれば、「当時非常勤職員は日々雇用の 1 年未満の契約で、年度内に資格を喪失させ契約を更新しない予定となっていた。申立人は昭和 49 年 3 月 1 日に非常勤職員として採用されたが、同年 3 月 30 日までの 1 か月に満たない期間であったので、資格取得の手続を行わなかった可能性が高い。」と回答している。

また、申立人と同様に昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 31 人のうち、年度途中で資格を喪失した者以外の 25 人の資格喪失日が、申立人と同日の昭和 50 年 3 月 30 日となっているため、当時当該事業所において、非常勤職員は 1 年未満の雇用契約とされ、契約の満了は月末を資格喪失日とする取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当該事業所が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、昭和 49 年 4 月 1 日であり雇用保険

の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2207 (事案 323 及び 1136 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 16 日から 41 年 4 月 1 日まで
前回の申立てでは、第三者委員会から申立期間の記録訂正が認められないとの通知を受けたが、申立期間当時の複数の同僚は、私が申立期間に A 局に勤務していたことを証言してくれているので、納得がいかない。
また、同僚の一人は、私が申立期間に健康保険証を所持していたことを知っているなので、再度照会してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、i) 現在の事業主に照会したところ、当時の資料が残っていないため申立期間については不明であるとの回答であり、申立てに係る事実は確認できないこと、ii) B 市立 C 高等学校から、申立期間において申立人が全日制高等学校に在学中であったことの証明があり、人事記録及び在職証明書並びに同僚の供述から判断すると、昭和 41 年 4 月 1 日より前の申立期間は厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについては、申立人から新たな資料等の提出は無かったが、申立期間に臨時補充員として週に 40 時間勤務し、厚生年金保険の加入要件を満たしていた旨の再申立てを受け、再調査したが、i) D 共済センターから新たに提供された申立人に係る人事記録の全ページ分を確認したところ、勤務の記載欄には、最初の記録として、「昭和 41 年 4 月 1 日臨時補充員 (外務研修員) を命ずる、任期は同年 6 月 30 日までとする」との記載が

有り、この期間は、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者期間と一致していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出していたことがうかがえること、ii) E株式会社F支社は、当時の臨時補充員は、「G省臨時補充員任用規程」（昭和28年11月16日 公達第127号）に基づき対応している旨の回答をしており、同任用規程によると、臨時補充員は官職名で、存続期間は6か月以内で臨時的任用とされており、同支社では、1度は臨時的任用の更新はできると説明している。これをA局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でみると、被保険者期間が1年を超える者はいないことから、申立期間の37か月間において、臨時補充員であったとする申立人の主張は認め難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立内容は、同僚の一人に再度照会してほしいという主張以外には、前々回及び前回の申立内容と同様であり、申立人から新たな資料等の提出は無く、前述の同僚については既に調査済みであり、新たな情報は得られない。

その他に、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から20年4月1日まで
② 昭和26年頃から29年頃まで

昭和19年4月から21年4月までA株式会社に勤務していたが、学徒動員として同社で勤務していた申立期間①が厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、昭和26年頃から29年頃まで働いていたB鉱山のC組での写真を所持しているが、C組における申立期間②も厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同様にA株式会社に学徒動員されていた同僚の供述から、申立人は、当該事業所に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社は既に解散しており、申立期間①当時の事業主も所在不明であるため、申立人の申立期間①における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人とD小学校において同級生であった同僚は、「勤労働員学徒としてA株式会社に勤務していた昭和19年4月から20年3月までの期間については厚生年金保険の被保険者ではなく、卒業後の同年4月から厚生

年金保険の被保険者となっていた。」と供述している。

さらに、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日については、厚生年金保険記号番号払出簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に昭和20年4月1日と記載されており、上記の同僚の供述及びオンライン記録と一致している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

次に、申立期間②について、申立人は、C組は株式会社Eの下請けであり、当該事業所名は、B鉱山の「F社 C組」であったと記憶しているところ、申立人が所持している当時の写真において「C組事務所」が確認できることから、申立人がC組に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Eの管理業務を行っているG株式会社は、「昭和27年頃の資料にH社に関わる工事事務所の記載が有るものの、C組については記載されていない。」、また、申立期間当時、B鉱山で鉱山経営を行っていたI株式会社の関連会社であるJ株式会社は、「C組についての記録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立期間②当時、C組について厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時の事業主や同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月から 7 年頃まで

私は、申立期間に株式会社Aでパート社員として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務していたと主張しているが、同社は、「申立人が申立期間において勤務していたことを、現在保管する社員名簿において、確認することができない。また、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶している3人の同僚は、いずれも申立期間よりも前に株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、そのうちの1人は、「私が退職した平成5年5月の時点では、申立人は、既に退職していた。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成4年10月21日から7年11月21日まで、B市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2210 (事案 738 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 25 日から 57 年 10 月 1 日まで
株式会社Aは法人なので、厚生年金保険に入っていると信じて仕事をしていた。当該事業所には昭和 51 年 11 月から勤務していたが、申立期間についての加入記録が無いのはおかしいので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 株式会社Aの事業主及び元同僚の供述から、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 10 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できないこと、ii) 当該事業主から、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除していなかった旨回答していること、iii) 当該事業主及び元同僚は、当該事業所において申立人と同日の昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 5 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、法人であれば厚生年金保険に入っているはずであると主張しているのみであり、これは当委員会の決定を変更すべき新たな資料、情報とは認められず、このほかの再申立ての内容は前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

その他に、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月6日から27年5月17日まで
② 昭和27年6月20日から29年4月30日まで
③ 昭和29年6月17日から30年8月10日まで
脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 6,956 円 30.10.26」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から21年1月1日まで

A有限会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 30 円 23. 2. 25」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者期間は14か月であり、申立人が被保険者資格を喪失した当時、申立人は、正規脱退手当金を受給するための3年以上の被保険者期間の要件に該当せず、また、短期脱退手当金を受給するための6か月以上の被保険者期間の要件は満たすものの婚姻による資格喪失の要件に該当せず、申立人が脱退手当金を受給することが可能となったのは、改正された厚生年金保険法が施行された昭和22年9月1日であることを踏まえると、法施行後、約6か月間と比較的短期間で、申立人に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2213 (事案 806、1473 及び 1806 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 16 日から 43 年 12 月 21 日まで
私は脱退手当金をもらっていない。これまでの申立てについての第三者委員会の決定には納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

過去 3 回の申立てについて、i) 申立人の被保険者原票に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 A」の表示が有ること、ii) 脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 2 月 28 日に支給決定されていること、iii) 申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答した年月日である「回答済 44. 2. 3」が記録されていることなどから、既に平成 21 年 6 月 11 日、22 年 2 月 12 日及び同年 6 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立内容については、これまでの申立内容と同様であり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2214(事案 1049 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 3 月 6 日まで
(A店)
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 35 年 5 月 21 日から 36 年 4 月 21 日まで
(C株式会社)

申立期間①、②及び③について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、再度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①、②及び③について、i)脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii)C株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる申立人を含む2人ともに被保険者名簿に「脱」表示が無く、1人は「脱退手当金を受給した。」と供述していることから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受け取っていないとして、再度申立てを行っているが、再申立内容自体は、前回の申立内容とほぼ同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報は認められず、そのほ

かに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。